

随意契約理由書

件 名	中央・石屋川・垂水・魚崎・松原営業所他バス用無線機等設置業務	
契 約 の 相 手 方	株式会社小田原機器 関西営業所	
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随 意 契 約 の 理 由 当無線は、既設の料金箱に設置されているVPT(ボイスパケットトランシーバ)にハンディマイクを設置し、運用するものである。 このVPTにハンディマイクを設置し無線機として使用するにあたり、設定変更・ソフト改修が必要になるが、ソフト改修を実施できるのは、VPTの設置・維持管理等を行っている株式会社小田原機器関西営業所のみであるため。		
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局自動車部市バス運輸サービス課路線計画係	(電話番号 984-0146)